

○国立大学法人熊本大学安全保障輸出管理ガイドライン

(平成 22 年 3 月 24 日制定)

第 1 趣旨

このガイドラインは、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の自主的かつ適切な管理を推進し、もって国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的責任を果たすため必要な事項を定める。

第 2 法令との関係

本学における輸出管理の取扱いについては、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達その他の法令（以下総称して「法令等」という。）に定めるもののほか、当分の間、このガイドラインに定めるところによる。

第 3 適用範囲

このガイドラインは、本学の役職員及び学生が行う貨物の輸出及び技術の提供をすることを目的とする取引（以下「技術の提供」という。）に関する業務に適用する。

第 4 定義

- 1 役職員とは、本学の役員及び国立大学法人熊本大学職員就業規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条に定める職員をいう。
- 2 部局とは、各学部、各研究科、各教育部、大学院生命科学研究部、発生医学研究所、医学部附属病院、大学院先端機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、熊本大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設、附属図書館、保健センター及び事務局をいう。
- 3 非居住者とは、法第 6 条第 1 項第 6 号に掲げるもの並びに外国為替法令の解釈及び運用について（昭和 55 年蔵国第 4672 号）6-1-5 及び 6-1-6 に掲げるものをいう。
- 4 貨物とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。
- 5 技術とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
- 6 貨物の輸出とは、外国向けに貨物を送付する行為又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 7 技術の提供とは、次に掲げる行為をいう。
 - (1) 外国に向けて行う技術の提供又はそれらを目的とした国内における技術の提供を行うこと。
 - (2) 非居住者への技術の提供又は非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 8 輸出とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう。
- 9 輸出者とは、輸出を行おうとする者をいう。

- 1 0 リスト規制貨物等とは、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までに該当する貨物及び外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。)別表の 1 の項から 1 5 の項までに掲げる技術をいう。
- 1 1 キャッチオール規制貨物等とは、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物及び外為令別表の 1 6 の項に該当する技術をいう。
- 1 2 該非確認とは、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、リスト規制貨物等に該当するか非該当となるかを確認することをいう。
- 1 3 取引審査とは、該非確認の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

第 5 基本方針

- 1 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される輸出は、行わない。
- 2 輸出について法令等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、本学が責任を持って当該許可を取得する。
- 3 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第 6 輸出管理体制

- 1 学長は、本学における輸出管理の最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）として輸出管理上の重要事項の最終決定を行う。
- 2 研究担当の理事は、本学における輸出管理の統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）として、学長の下で輸出管理業務を統括する。
- 3 イノベーション推進機構副機構長は、輸出管理の責任者（以下「輸出管理責任者」という。）として、本学における輸出管理業務を円滑かつ適切に実施する。
- 4 輸出管理責任者は、輸出管理責任者の業務を補佐するため、イノベーション推進機構の教育職員の中から、輸出管理の担当者を任命することができる。
- 5 国際化推進機構副機構長は、非居住者等に係る情報を管理し、輸出管理統括責任者からの要請があった場合には、その提示に努めなければならない。
- 6 輸出管理業務を適切に実施するため、部局に輸出管理についての連絡窓口を置き、部局の長は、連絡窓口として対応する一般職員（以下「連絡窓口担当者」）を任命するものとする。

第 7 業務

- 1 輸出管理統括責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
 - (2) 輸出に関する承認
 - (3) 輸出管理に係る監査及び研修の実施
 - (4) 部局への徹底事項の指示、連絡、要請等
 - (5) その他輸出管理の重要事項に関する業務
- 2 輸出管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の立案

- (2) 輸出管理統括責任者の指示、連絡、要請等の周知
 - (3) 輸出管理手続業務に係る職員からの相談対応
 - (4) 該非確認
 - (5) 取引の相手先の確認
 - (6) 取引の相手先の貨物や技術の用途確認（以下「用途確認」という。）
 - (7) その他輸出管理に関する業務
- 3 輸出者は、次に掲げる確認を行う。
- (1) 該非確認に必要な情報収集
 - (2) 相手先の確認及び用途確認に必要な情報収集
 - (3) 輸出を行う場合、前2号の定めにより実施した内容と変更が無いことの確認
- 4 輸出管理に関する事務は、関係部局の協力を得て、マーケティング推進部産学連携ユニット（以下「産学連携ユニット」という。）において処理する。
- 5 連絡窓口担当者は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 輸出者からの輸出管理チェックリスト（別記様式第1）の收受及び部局の長への報告
 - (2) 産学連携ユニットからの連絡事項の部局内への周知
 - (3) 部局における輸出管理に関する文書管理

第8 審査手続

- 1 輸出者は、第7第3項第1号及び第2号を実施するに当たっては、輸出管理チェックリストに記載の手順に従うものとする。
- 2 前項の結果、審査が不要とされる場合を除き、該非確認書（別記様式第2）及び取引審査書（別記様式第3）を作成し、産学連携ユニットに提出しなければならない。
- 3 輸出管理責任者は、前項に定める該非確認書及び取引審査書の提出を受けた場合は審査の上、当該審査結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。
- 4 輸出管理統括責任者は、前項に係る報告内容を審査し、該非確認等の最終判断をするものとする。
- 5 輸出管理最高責任者は、前項に係る報告を受けた後、法令等に基づき、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 6 輸出者が、輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあるとして経済産業省から通知を受けた場合は、該非確認書及び輸出管理取引審査書を作成し、産学連携ユニットに提出しなければならない。
- 7 輸出者は、法令等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出を行ってはならない。

第9 監査

輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が法令等のほか、このガイドラインに基づき適切に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的実施する。

第10 教育

- 1 輸出管理統括責任者は、輸出の業務に携わる職員を対象として、法令等のほか、このガイドラインに定めた事項を周知するための研修を行う。
- 2 職員は、リスト規制貨物等及びキャッチオール規制貨物等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、法令等のほか、このガイドラインの定めた事項の理解を深めさせるため、必要な指導を行う。

第11 文書管理及び記録媒体の保存

輸出管理責任者、連絡窓口担当者及び輸出者は、リスト規制貨物等及びキャッチオール規制貨物等の輸出に係る文書及びその電磁的記録媒体を貨物又は技術が輸出された翌年度の4月1日から起算して、7年間保管するものとする。

第12 報告

- 1 法令等若しくはこのガイドラインに違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、速やかに産学連携ユニットへ報告しなければならない。
- 2 産学連携ユニットは、前項の内容を調査し、法令等のほかこのガイドラインに違反している事実が判明した場合には、輸出管理最高責任者に報告する。
- 3 輸出管理最高責任者は、速やかに経済産業大臣へ報告するとともに、再発防止のため、産学連携ユニットに対応措置を指示するものとする。

第13 その他

このガイドラインに定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、輸出管理統括責任者が別に定める。